

第 2 号議案

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年 9 月 条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる既定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。

(6) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第2欄又は別表第2の第2欄に掲げる機関が行う別表第1の第3欄又は別表第2の第3欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の第2欄に掲げる機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けるときは、

(1)～(4) [略]

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第2欄又は別表第2の第2欄に掲げる機関が行う別表第1の第3欄又は別表第2の第3欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第2欄に掲げる機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けるときは、

当該システムから取得した情報を利用することができる。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するもの（利用特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、給付金であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第5号。以下「省令」という。）で定めるものの支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報（以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。）を含む。）を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該

この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの（同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、給付金であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第5号。以下「省令」という。）で定めるものの支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報（以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。）を含む。）を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個

システムから取得した情報を利用することができる。

4 [略]

別表第1（第4条関係）

項	機関	事務
[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]
6	市長	神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例（昭和46年4月条例第13号）に定める高齢期移行者医療費助成に関する事務
7	市長	神戸市こども医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第6号）に定めるこども医療費助成に関する事務
8	市長	神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）に定める重度障害者医療費助成に関する事務
9	市長	神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和54年3月条例第73号）に定めるひと

人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 [略]

別表第1（第4条関係）

項	機関	事務
[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]

	り親家庭等医療費助成 に関する事務
--	----------------------

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第2（第4条関係）

項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]
17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護及び療養介護医療の支給決定を受けた障害者の療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			(7) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの
			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
19	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			(7) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u> であって規則で定め

改正前

別表第2（第4条関係）

項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]
17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護及び療養介護医療の支給決定を受けた障害者の療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			(7) <u>障害者自立支援給付関係情報</u> であって規則で定めるもの
			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
19	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]

			るもの
[略]	[略]	[略]	[略]
21	[略]	[略]	[略]
22	市長	神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例による高齢期移行者医療費助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの。</p> <p>(4) 生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3</p>

[略]	[略]	[略]	[略]
21	[略]	[略]	[略]

			年法律第38号)による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報(以下「特定公的給付支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの
23	市長	神戸市子ども医療費助成に関する条例によることも医療費助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			(3) 生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
			(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
			(6) 特定公的給付支給関係情報であって規則で定めるもの
24	市長	神戸市重度障害者医療費助成に関する条例による重度障害者医療費助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			(3) 生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
			(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			(5) 戸籍又は除かれた戸籍の副本

			<p>に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報（以下「戸籍関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 療育手帳関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 特定公的給付支給関係情報であって規則で定めるもの</p>
25	市長	神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費助成の実施に関する事務であって規則で定める	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護等関係情報であって</p>

もの		規則で定めるもの
		(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
		(5) 戸籍関係情報であって規則で定めるもの
		(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(7) 特定公的給付支給関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。